

悪性中皮腫と石綿(アスベスト)関連肺がんにおける労働者性の認められない期間の扱い

石綿関連疾患に関する認定基準の扱いは、平成15年9月19日基発0919001号で定められています。その通達によりますと、

「石綿曝露作業への従事期間は、悪性中皮腫で1年以上、肺がんで10年以上」とされています。これに基づくと労働者であった期間1年以上の悪性中皮腫、労働者であった期間10年以上の肺がんは、認定基準に合致すると解釈できます。

一方で、じん肺における労働者の時期と労働者性の認められない時期に関する通達(昭和六一・二・三 基発第51号)をご存知の方から、石綿関連疾患での労働者性のある時期とない時期での扱いについての疑問がでていました。基発第五一号は、以下の内容です。

「(粉じんばく露歴に労働者性の認められない期間を含む者に発生したじん肺症等の取扱いについて)

じん肺症及びじん肺法(昭和三五年法律第三〇号)に規定するじん肺と合併するじん肺法施行規則(昭和三五年労働省令第六号)第一条各号に掲げる疾病(以下本通達において「合併症」という。)に係わる災害補償に関する取扱いについては、昭和五三年四月二八日付け基発第二五〇号通達その他の通達により指示したところであるが、最近における就業形態の多様化等に鑑み、標記について下記のとおりとすることとしたので事務処理に遺憾のないようされたい。

記

一 対象者

本通達による取り扱いの対象者は、じん肺症又は合併症にり患したと認められる者であって次の(1)及び(2)の期間をいずれも有するものとする。

(1) 労働基準法(昭和二二年法律第四九号)第九条に規定する労働者又は労働者災害補償保険法(昭和二二年法律第五〇号)第二七条に規定する特別加入者(以下「労働者等」という。)として粉じん作業に従事した期間

(2) 上記(1)の労働者等以外の者(「事業主等」という。)として粉じん作業に従事した期間

二 業務起因性の判断

(1) 労働者等として従事した粉じん作業と事業主等として従事した粉じん作業とを比較検討し、次のイからハまでに掲げる事項のいずれにも該当する場合には、業務起因性があるものとして取り扱う。

イ 粉じんの種類に明らかな差異が認められないこと。

ロ 粉じんの濃度に明らかな差異が認められないこと。

ハ 労働者等としての粉じん作業従事期間が事業主等としての粉じん作業従事期間より明らかに長いと認められること。

(2) 上記(1)に該当しない場合には、従事した粉じん作業の内容、粉じんの種類、

気中粉じん濃度、作業の方法、粉じん作業従事期間、一日の粉じん作業時間等の調査及びじん肺の経過等に関する地方じん肺診査医等の意見聴取を行ったうえで、総合的に業務起因性の判断を行うこと。」

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室職業病認定業務第二係長 伊作城青氏に、扱いについて2004年10月下旬に電話し、以下の回答を受けました。

「通達（昭和六一・二・三 基発第51号）は、一 対象者 本通達による取り扱いの対象者は、じん肺症又は合併症にり患したと認められる者であって次の（1）及び（2）の期間をいずれも有するもの、とあるように、じん肺又は合併症にり患した者のみが対象です。悪性中皮腫や石綿（アスベスト）関連肺がんの認定基準は、あくまで平成15年9月19日の基発第0919001号です。労働者であった期間が1年以上で、事業主であった期間が三年以上で特別加入が全くなかった場合でも、労働者であった一年以上の間に石綿（アスベスト）曝露があれば、業務上です。同様に石綿（アスベスト）肺がんの場合は、労働者であった石綿（アスベスト）曝露期間が10年以上であれば、業務上と判断します。」との事でした。

建築関係の方で、労働者性の問題で申請をあきらめる事例がでています。「悪性中皮腫1年、石綿（アスベスト）肺がん10年」が、現在の認定基準の目安ですので、ご注意ください。